

第8回北杜市上下水道事業審議会

日時 令和4年11月21日（月）午後1時30分から

場所 高根総合支所 2階大会議室

出席委員 皆川直弘、内藤歳雄、植松俊彦、比奈田善彦、平井求、山田壽男、小林隆次、伊藤精二、齊木和茂、草野香壽恵

事務局 浅川和也（上下水道局長）、小澤栄一（上下水道総務課長）、浅川博之（上下水道施設課長）、鈴木彰（上下水道維持課長）、有賀英敏（総務担当）、清水香（営業担当）、

議題 （1）水道料金・下水道使用料の改定について

その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人 3名（定員10名）

内容

1. 開会

2. 会長あいさつ（省略）

3. 議事

（1）「水道料金・下水道使用料の改定について」

議長： 「水道料金・下水道使用料の改定について」を議題とします。

最初に前回までの会議を振り返ったのち、追加のご意見などをいただきたい
と思います。そののち、答申書の文案を検討いたします。

それでは、事務局は説明をお願いします。

事務局： 資料に基づき説明。

議長： これらの点について、ご意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。

委員： まず、市内一体化について、今後、白州・武川の料金を引き上げていくことは致し方ないと思いますが、一度に引き上げるのは非常に暴力的であると思います。ですから、ぜひ、料金の激変緩和の措置はとっていただきたいです。

次に、コスト削減についてですが、前回の審議会の中で、今後、10年かけて

峡北水道企業団（以下、企業団という）からの受水費を減らしていくための構想をつくっていくとされていましたが、私からすると、問題を先送りしているように思えます。企業団との契約もあるとは思いますが、是非、早急に対応していただきたいと思えます。

事務局： 料金の市内一体系化の激変緩和に関しましては、これまでの議論では出てこなかった部分ですので、新たに答申書に追加していきたいと思えます。

また、企業団に関しましては、前回との議論と重複するところもありますので、若干表現を変更していく中で、答申書へ反映させていきたいと思えます。

委員： 第7回の審議会の内容は、それまで体系的に積み上げてきた審議をひっくり返すような内容となっていますが、なぜそのようになってしまったのかを教えてください。

事務局： 今回の答申は、令和5年1月までに行うという目標を立てています。1月答申から逆算いたしますと、そろそろ意見を集約しなければなりません。そのため、終期を考慮した結果、審議の内容を変更したというようにご理解いただきたいと思えます。

議長： 他に意見がありましたら、挙手をお願い致します。

委員： 料金・使用料の改定についてですが、今回の改定は設備の耐用年数を更新するレベルで行うと理解をしていますが、耐用年数を過ぎてしまったものをすべて更新していけるのでしょうか。

また、一般会計からの繰入金についてですが、繰入金の総額が当該年度を下回る水準にして、すべて借金の返済に使うとしていますが、今までの決算書を見れば繰入金をもらわなければ減価償却も立てられず、健全な経営を行っていくことはできないと思えます。

さらに、料金改定の範囲ですが、前回までの審議からすると、白州・武川だけ改定を行い、その他は後で考えるというように感じられます。計画的な見通しに関する説明がないため、このままでは審議会として結論を出すことができないと思えます。

事務局： まず、これまで提出してきた資料は、ご指摘をいただいたとおり、資産をどのように維持していくべきか、経営の健全性を担保していくためにはどの程度、料金を徴収していくべきかというところに焦点を当ててきました。その理由としましては、繰入金が入らないと毎年の収支が維持できないことや本来、更新工事に充てなければならない繰入金が実際は費用に充てざるを得ない現状にあり、ここからの脱却をしていくためです。

また、ご負担いただく料金の水準についてですが、現状と比べると非常に高くなってしまふことがこれまでの資料からお分かりいただけると思えます。こ

れらを踏まえまして、料金と施設のバランスを論点として問題提供をしてきたつもりでございます。

さらに、すべての施設を更新していくことが妥当かについてですが、本市は8町村が合併してできていますので、重複施設やすでに稼働していない施設などがあるため、これらを精査することで更新需要が減ってくるのではないかと考えています。このようなところにも視野を入れていくことも必要であると考えています。これまでの資料には、資産の更新の方針をお示しすることができませんでしたので、そこはお詫びを申し上げます。

議長：他に質問はありますか。
無いようでしたら、答申書の検討に入りたいと思います。

事務局：答申書（案）の説明。

委員：令和3年度の決算書はどうして不認定となってしまったのか、また、いつ認定されるのかについて教えてください。

事務局：令和3年度の決算書の不認定となった理由ですが、過去の下水道の完成検査の未実施と使用料の未徴収が原因です。これにつきましては、その他の部分で後ほどご説明いたします。また、令和3年度の決算書の今後の取り扱いにつきましては、まだ方針が定まらない現状にあります。

委員：料金・使用料の一体化についてですが、前回の料金改定の審議会の時点で段階的に料金を一体化していくことは決まっていたのですが、そもそも、一体化させていくことになったのは、市内でコップ一杯の料金が異なるのはおかしいのではないかと、半ば感情的な理由でした。行政サービスをどこでも等しく受けることができるわけでないことに加え、昨今のインフラ状況を踏まえ、市民の方に料金の引き上げを説明し納得させることができるのでしょうか。

事務局：地域ごとにかかっているコストが違うという企業団からの受水費の問題ですが、地域ごとにかかっている費用の種類や金額は当然異なっています。それら一つ一つを挙げて費用を細分化していくことよりも、市全体で共通認識のもと収益を共有し、効率的に運用することで相互に支えあっていくことがベストであると考えています。

委員：わかりました。今回の答申書（案）からは今のような説得力のある説明がないので、是非、今の説明を反映してください。

事務局：かしこまりました。

議長：他に質問はありますか。

無いようでしたら、次に進みます。

4. その他

事務局： 本日、委員の皆様にご用意させていただきました、上下水道検査未実施と下水道使用料の未徴収に関する資料につきまして、改めてご説明いたします。

すでに委員の皆様はご承知のとおりとは思いますが、上下水道検査未実施と下水道使用料の未徴収が判明いたしました。対象年度及び影響件数につきましては、平成28年度から令和3年度の間において、検査の未実施が471件、使用料の賦課漏れが62件、金額が約360万円という状況であります。今後、対象となっている方々には謝罪と共に説明を行い、検査の実施、使用料の納入をいただけるようお願いをしております。また、二度とこのような事案が発生することが無いように、注意喚起していくとともに、適正な危機管理、事務執行に努め再発防止を図っていきます。

こうした事案が発生いたしましたことに対し、市民の皆様、関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますことに深くお詫び申し上げます。

資料の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

事務局： 検査未実施件数の内訳についてご説明いたします。

給水装置工事完成検査は281件、公共ます及び取付管工事完成検査は55件、排水設備工事完成検査は119件、合計で455件であります。それぞれの年度ごとの内訳はお手元の資料のとおりです。

議長： このことにつきまして、意見や質問はありますか。

そのほか、議事に関しましてご質問などがありましたらお願いします。

委員： 特にありません。

5. 閉会

以上
(午後2時47分終了)

上下水道事業審議会	会	長	草野香壽恵
		議事録署名員	伊藤精二
		議事録署名員	齊木和茂